

各市町村教育委員会教育長 様

大阪府教育委員会教育長

緊急事態宣言期間中の部活動の取扱いについて（通知）

緊急事態宣言下の学校の教育活動等については、令和3年8月18日付け教小中第2101-2号において通知しているところですが、その後も府内の学校において部活動における集団感染の発生が継続している状況です。

このことを踏まえ、部活動の取扱いについて、下記のとおりに変更して要請を行います。

なお、2学期開始にあたりましては、改めて令和3年8月18日付け教小中第2101-2号及び令和3年8月20日付け教小中第2239号等を確認いただき、感染症対策の徹底をお願いいたします。

新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合があります。引き続き状況の変化及び提供できる情報が入り次第お知らせします。

本件について御不明な点等があれば、下記連絡先まで連絡願います。

記

1 期間

令和3年8月26日（木）から緊急事態宣言期間中

2 部活動について

- ・原則休止とする

※ただし、公式大会やコンクール、発表の場への参加及び参加に向けての活動については、感染防止対策を徹底したうえで、活動時間を短縮して実施する。なお、いずれの場合においても、十分な感染症対策を講じるとともに、感染リスクの高い活動は実施しない。

《本件連絡先》

小中学校課 学事グループ 大西・辻本	TEL 06-6944-6886
保健体育課 保健・給食グループ 川口	TEL 06-6944-9365
保健体育課 競技スポーツグループ 杉本	TEL 06-6944-6904